

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 4 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 19 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12, 680, 000 10, 144, 000	一括	2, 536, 000	44, 535	11, 288
1	3, 420, 000				
2	9, 260, 000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 清瀬市中里六丁目
 - 地 番 6 2 番 5
 - 地 目 宅地
 - 地 積 1 0 3 . 8 0 平方メートル

- 2 所 在 清瀬市中里六丁目 6 2 番地 5
 - 家屋 番号 6 2 番 5
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付 2 階建
 - 床 面 積
 - 1 階 5 4 . 5 2 平方メートル
 - 2 階 4 4 . 8 2 平方メートル
 - 地下 1 階 1 7 . 8 2 平方メートル
 - (現況)
 - 構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付 3 階建
 - 床 面 積
 - 1 階 5 4 . 5 2 平方メートル
 - 2 階 4 4 . 8 2 平方メートル
 - 3 階 約 1 4 平方メートル
 - 地下 1 階 1 7 . 8 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 板 垣 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 清瀬市中里六丁目
 地 番 62 番 5
 地 目 宅地
 地 積 103.80 平方メートル

 - 2 所 在 清瀬市中里六丁目 62 番地 5
 家屋 番号 62 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付 2 階建
 床 面 積

1 階	54.52 平方メートル
2 階	44.82 平方メートル
地下 1 階	17.82 平方メートル
- (現況)
- 構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付 3 階建
 床 面 積

1 階	54.52 平方メートル
2 階	44.82 平方メートル
3 階	約 14 平方メートル
地下 1 階	17.82 平方メートル



令和8年（ケ）第40号
令和8年4月10日受理
令和8年5月21日提出
（評価人 松岡利喜雄）

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林 崎 雄 彦 （印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里六丁目 |
| | 地 番 | 6 2 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 3. 8 0平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里六丁目 6 2 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 6 2 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 4. 5 2平方メートル
2階 4 4. 8 2平方メートル
地下1階 1 7. 8 2平方メートル |



不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	東京都清瀬市中里六丁目62-5 (住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☒ 構造:木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付3階建 ☒ 床面積:3階 約14平方メートル(他は公簿上の記載とほぼ同一)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している(空き家) ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	1 本件建物2階トイレの扉の動きが良くない。 2 浴室の窓外のスペースは、採光のために設けられたものと思う。 (令和8年4月28日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
 - 2 関係人の陳述及び次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
 - (1) 表札には、所有者の氏が表示されていた。
 - (2) 本件建物の使用者はなく、建物の鍵は所有者が所持している旨の回答が所有者側からあった。
 - (3) 建物内には、めばしい動産が存在しなかった。
 - 3 本件建物2階の天井部分に小屋裏収納が存在した。天井高の要件から、床面積に含めるべきものと判断した。
 - 4 不動産登記情報から、車庫部分を地下1階として報告するが、同部分は、前面道路と同じ高さにある。
- 以上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 8 年 4 月 10 日 : - :	当庁	不動産登記情報取得
令和 8 年 4 月 15 日 16:30-16:45	物件所在地	物件特定, 物件概況調査, 外観写真撮影, 臨場日時通知書差置
令和 8 年 4 月 16 日 : - :	当庁	ライフライン照会書郵送, 所有者管財人に対し照会書郵送
令和 8 年 4 月 28 日 10:30-11:00	物件所在地	物件調査, 立入(全室)調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 評価人同行, 関係人から陳述聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

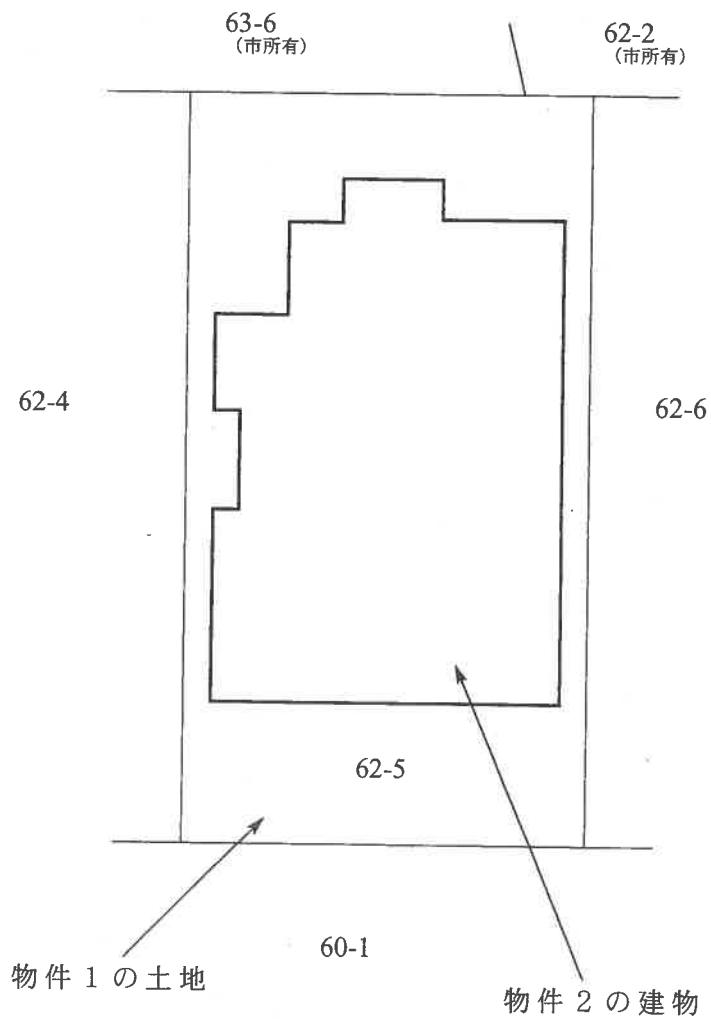
(特記事項)

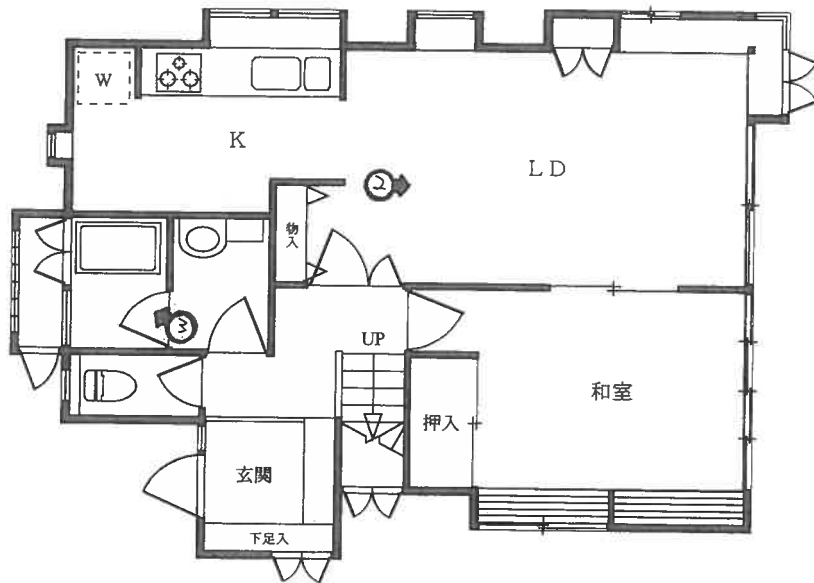
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☒ 令和 8 年 4 月 28 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

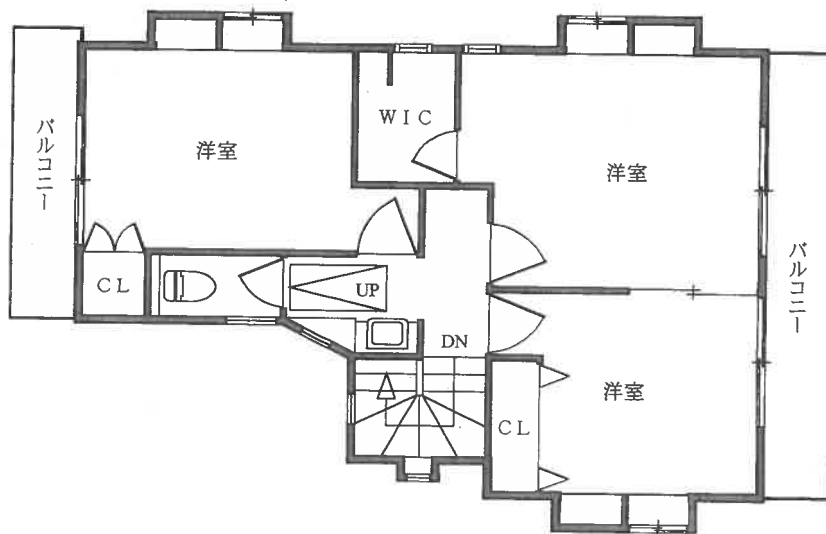
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



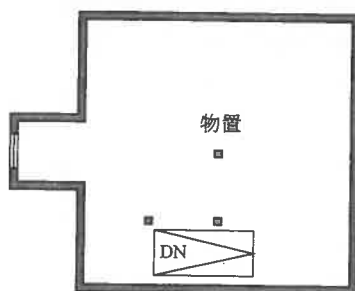


1 階



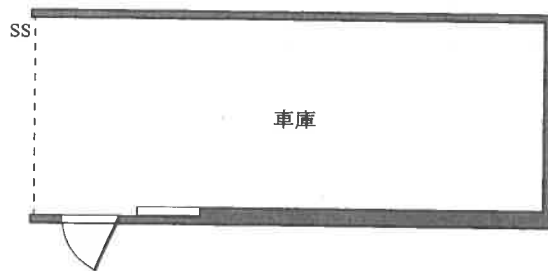
2 階

←○ 写真撮影位置 と方向



現況床面積 約 1 4 m²

3 階



地下 1 階

←○ 写真撮影位置 と方向

1



2



3



令和 8 年(ケ)第 40 号
令和 8 年 4 月 28 日 現地調査
令和 8 年 6 月 3 日 評価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 松岡 利喜雄

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 12,680,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3,420,000 円
物件 2 (建物)	金 9,260,000 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		木・鉄筋コンクリート造瓦葺 地下1階付3階建 床面積：1階 54.52m ² 2階 44.82m ² 3階 約14m ² 地下1階 17.82m ²
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- 1 所 在 清瀬市中里六丁目
 地 番 6 2 番 5
 地 目 宅地
 地 積 1 0 3 . 8 0 平方メートル
- 2 所 在 清瀬市中里六丁目 6 2 番地 5
 家屋 番号 6 2 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺地下 1 階付 2 階建
 床 面 積

1 階	5 4 . 5 2 平方メートル
2 階	4 4 . 8 2 平方メートル
地下 1 階	1 7 . 8 2 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	西武池袋線「清瀬」駅の北東方・道路距離約3km、最寄バス停から徒歩約3分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	近隣は、清瀬市北東部に位置し、周囲には農地や雑木林が見られるなか、一般住宅を中心に共同住宅や事業所、駐車場等も見られる住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 第1種高度地区 日影規制 敷地面積の最低限度：120㎡ 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域（一般地域）
画地の状況	地積形状 間口・奥行 地勢 その他	103.80㎡ 長方形 間口約7.4m、奥行約14m 地盤面は概ね平坦であるが、前面道路とは高低差がある。物件2建物の地下1階車庫は前面道路とほぼ等高に位置する一方、1階の宅盤面は道路面より約2m高い。なお、南側隣地は1階宅盤面と概ね同一の高さにある。
接面道路の状況等	北西側で幅員約5m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号・同法第42条第1項第2号）と0m～約2m高く接面する中間画地。	
土地の利用状況等	◇ 物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。 ◇ 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設（基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり

土地の履歴等	◇ 土地閉鎖登記簿と過去の住宅地図で地歴を調査したところ、昭和31年以降の本件土地所有者は個人・不動産会社、平成11年からは本件建物の所有者であり、昭和50年版の住宅地図では未利用地、昭和57年の住宅地図では駐車場であったことがわかった。
特 記 事 項	◇ 物件2建物は、1階の宅盤面が道路面より約2m高くなっていることから、高低差を利用して建物前面に車庫を埋め込んでいる構造になっている（いわゆる掘り込み車庫）。開発登録簿では「車庫（地下式）」と記載され、検査済証発行年月日が昭和60年10月29日であることから、当該車庫は設置後40年以上経過しているものと判断される。したがって、車庫について現在の構造上の安全性については専門家の調査によらなければ分からず、場合によっては構造上の安全性を確保するために補強工事が必要となったり、本件建物の建て替えの際に車庫も造り替える必要がある等不測の費用を要することがあり得ることに特に留意が必要である。 ◇ 物件1土地の地積は103.80㎡で、敷地面積の最低限度（最低敷地面積）120㎡を下回っているが、本物件は敷地面積の最低限度が都市計画決定された平成16年6月24日の時点において、既に最低限度を満たしていない敷地であることから、現在の地積を分筆等により変更することなくそのまま使用する場合には、建築物の敷地として利用できる。物件2建物の再建築の可能性については、念のため詳細について上記担当部署に確認することが望ましい。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭 和 61 年 10 月 18 日 新築 約 40 年 経済的耐用年数は既に満了しているものと判断した。なお 約 0 年 3 階増築部分は現地調査の結果、既存部分に含めて経過年数を判定した。
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木・鉄筋コンクリート造地下1 階付3 階建 瓦葺 吹付等 クロス・塗壁・コンクリート等 クロス・板張り・コンクリート等 フローリング・カーペット・畳・コンクリート等 台所・洗面室・浴室・トイレ（2）等
床面積（現況）	1 階 54.52 m ² 2 階 44.82 m ² 3 階 約14 m ² （増築部分） 地下1 階 17.82 m ² 延 約131.16 m ²	
現 況 用 途 等	種 類 間 取 り	居宅 4LDK+WIC、物置、車庫 （1 階：LDK、和室、洗面室、浴室、トイレ等 2 階：洋室（3）、洗面所、トイレ、WIC 3 階：物置 地下1 階：車庫）
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	◇ 物件2 建物は、所有者が空家の状態で所有し占有している（詳細は「現況調査報告書」参照）。	

特 記 事 項	◇ 室内の内装には全体的に経年使用に伴う変色や汚れのほか、壁クロスが剥がれ等が見られた。建築後約40年経過していることから建物の老朽化が進行しているのが予測され、目視では確認できない不具合のおそれがあることに注意が必要である。また、所有者によると、2階トイレのドアがきちんと閉まらないとのことであった。 ◇ 物件2建物は、建蔽率で許容される床面積をややオーバーし、容積率で許容される床面積を大幅にオーバーしているため、将来再建築する場合には現在と同規模の建物を建築することはできない。なお、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課で本件建物の台帳記載事項証明を確認したところ、建築面積は29.97㎡、延べ面積は71.28㎡となっており、現況の床面積と大幅に異なっている。また、検査済証の発行記録がないことから、完了検査を受けていないものと思われる。 ◇ 建物の建築時期から判断すると、対象建物についてはアスベスト等が使用されている可能性を否定できないが、アスベスト等使用の詳細については専門機関による調査を要する。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	168,000	× 0.91	×103.80	× 0.90	= 14,280,000

総額 (円) については、1万円未満四捨五入とした (以下同じ)。

ア 標準画地価格 : 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
 なお、標準画地は、近隣において、土地の概況 (間口、奥行、規模等) 及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 清瀬ー15 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 175,000 \text{ 円/㎡} & \times & 101/100 & \times & 100/104 & \times & 100/101 & = & 168,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正 : 公示地は方位で優る。 (北方位を標準とした)

地域格差 : 公示地の所在する地域は対象地域に比較して交通接近条件が優っていることを考慮して判定した。

イ 個別格差 : 個別格差率を以下のとおり査定した。

方位 (+1)、高低差 (車庫の維持管理等の要因も含む) (-10)

相乗積 : $1.01 \times 0.9 = 0.91$ (小数第3位を四捨五入)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 敷地と建物との適応状態を考慮して、建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、さらに増築されていることも考慮し、耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	240,000	× 約131.16	× 0.05	= 1,570,000

ア 再 調 達 原 価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 : 7ページ参照。

ウ 現 価 率 : 対象建物は建築後40年経過した木・鉄筋コンクリート造の建物であり、建物の現況及び保守管理の状況等を考慮した結果、既に経済的耐用年数は満了しているものと判断した。よって、建物の現価率は残価率相当の5%と判定した。

経過年数	約 40 年
経済的残存耐用年数	約 0 年
観察減価率	—
残価率	5%

2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	14,280,000	× 0.7	法定地上権	= 10,000,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円)
1	14,280,000	－ 10,000,000		×1.0	×0.8	= 3,420,000
2	1,570,000	＋ 10,000,000	×1.0	×1.0	×0.8	= 9,260,000
一括価格(合計)						12,680,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

【指標とした公示価格】

	公示価格	清瀬 - 15
価 格 時 点	令和8年1月1日	
所 在 及 び 地 番	清瀬市中里6丁目528番21	
1 m ² 当たりの価格	175,000円/m ²	
地 積	129m ²	
周 辺 の 土 地 の 利 用 の 現 況	中小規模一般住宅の建ち並ぶ住宅地域	
前 面 道 路 の 状 況	南東5m市道	
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水	
交通施設との接近の状況	清瀬2.3km	
法 令 上 の 制 限	1低専(50、100) 準防	

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

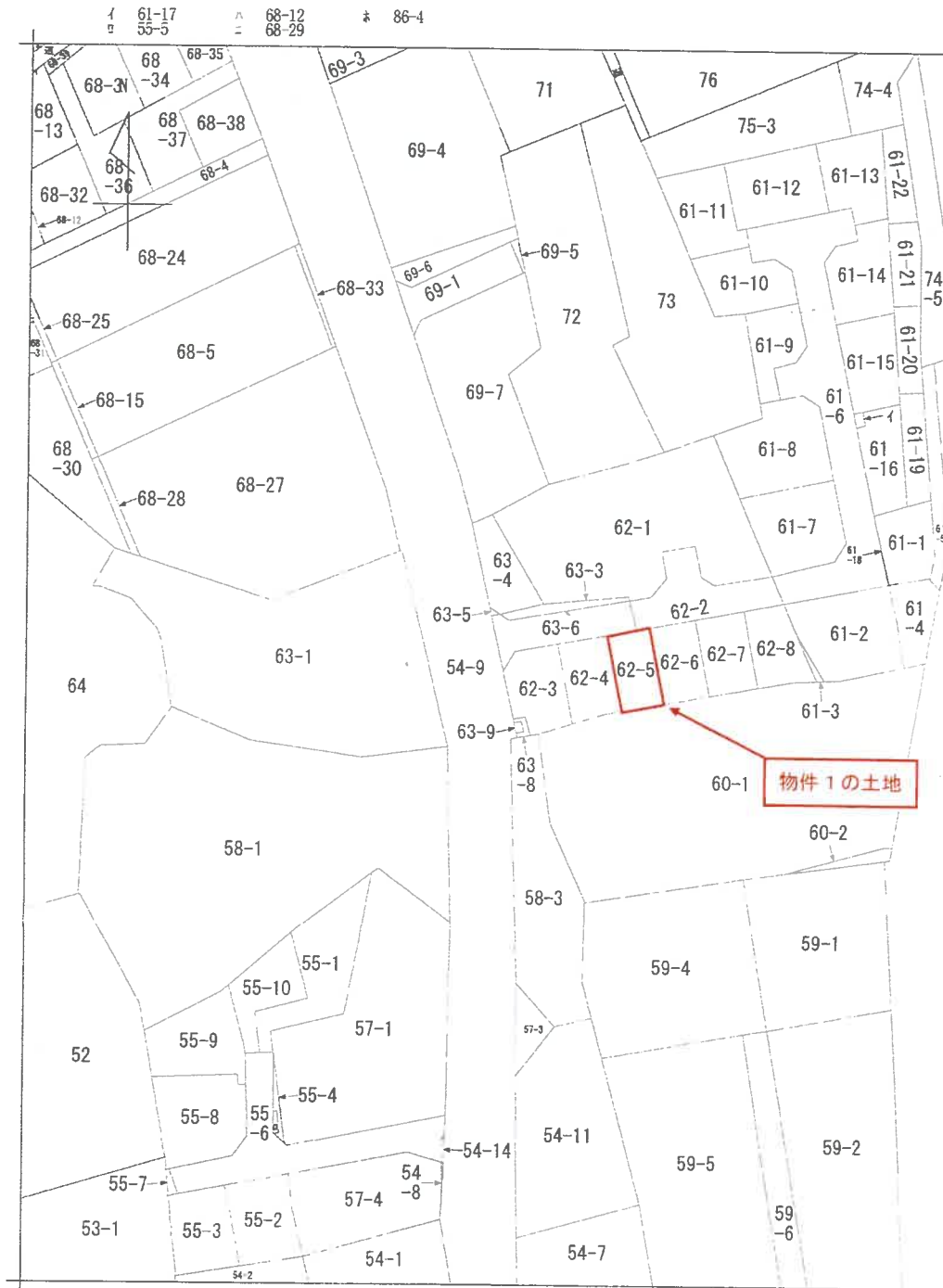
位置図

対象不動産

公示地
清瀬-15

清瀬市
Kiyose-shi
中清戸4

株式会社 昭文社発行
「都市地図」より複製



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
中里6丁目

請 求 部 分	所 在				清瀬市中里六丁目				地 番	62番5				
出 縮	力 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 又 号 番 号 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面				種 類	旧土地台帳附属地図			
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)					補 事 記 項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和8年1月20日

さいたま地方務局

地図整理番号: M95305

登記官

(東京法務局山無出張所管轄)

令和8年1月20日
さいたま地方法務局

A 3 を A 4 に縮小

登記官

— 15 —

地圖整理番号: M95306

地積測量圖

前番
62-3,
 $\frac{8}{7}$,
 $\frac{9}{8}$

青洲市中里6丁目

土地の所在

申請人

(昭和61年4月5日作製)

作者

縮尺 $\frac{1}{250}$

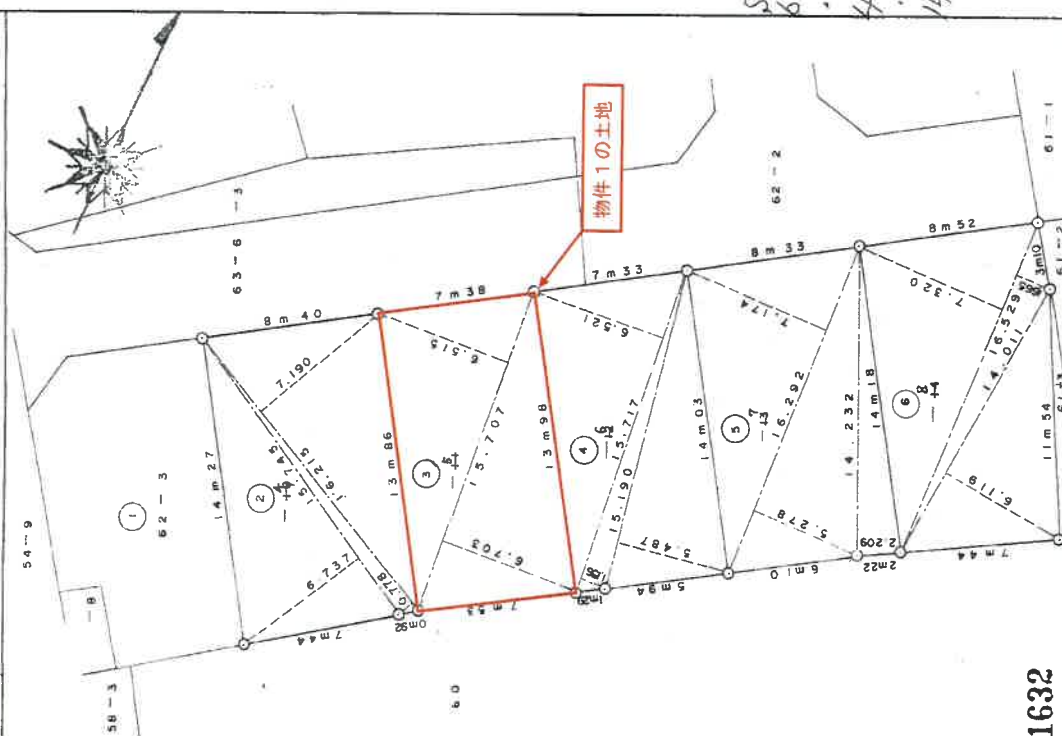
1211632

求積表

[illegible]

① 62-3 670.287960 557.725048

1 1 2 5 6 2 9 1 2
1 1 2 5 6 m



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局に無出張所管轄)

令和8年1月20日

せんだま地方公務局

登記官

地区整理番号: M95304

A 3をA 4に縮小

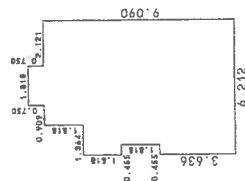
— 16 —

各階平面図

面
圖
物
建

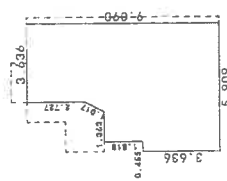
家屋番号	62番5
建物の所在	滑瀬市中里6丁目62番

1 器



求積	$0.750 \times 1.818 =$	1.363500
	$1.818 \times 4.848 =$	8.813664
	$1.818 \times 6.212 =$	11.293416
	$1.818 \times 5.757 =$	10.466225
	$3.636 \times 6.212 =$	22.586832
合計		54.523638

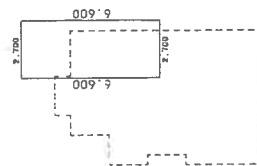
2 階



求 積	$3.636 \times 3.636 =$	13.220496
	$1.818 \times 5.454 =$	9.975372
	$3.636 \times 5.909 =$	21.485124
	$0.909 \times 0.4552 =$	0.206797
合 計		44.827789

床面積 44.82 m²

地下1階



求積	$6.600 \times 2.700 =$	17.820000
床面積		17.82 m ²

(単位はメートル)

5211441

(単位はメートル)

昭宗皇帝年號

[illegible]